

あさかエリアデザイン会議 規約

(名称)

第1条 この会議の名称は、あさかエリアデザイン会議（以下「エリアデザイン会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 エリアデザイン会議は、朝霞駅周辺地区(以下「当該地区」という。)において、官と民が一体となり、ウォークアブルなまちなかの推進やにぎわい創出といったまちなかの魅力向上に関する事項を協議し、未来ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、当該地区の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 エリアデザイン会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) エリアデザイン会議の運営に関する事項
- (2) 当該地区における官民協働の未来ビジョン(以下「エリアビジョン」という。)の策定及び改廃に関する事項
- (3) エリアビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項
- (4) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な事項

(組織)

第4条 エリアデザイン会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) まちづくりに関わる地域団体等
 - (2) 有識者
 - (3) 行政
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者
- 2 エリアデザイン会議への加入又は脱退は、会長が承認する。

(役員及び職務)

第5条 エリアデザイン会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、会員の互選により定める。(行政は除く)
 - 3 副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。
 - 4 会長はエリアデザイン会議を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 会員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(部会)

第8条 第3条の事業を円滑に実施するため、エリアデザイン会議の下に、会員の一部により構成された部会を置くことができる。

- 2 部会は必要に応じて会長が召集し、開催する。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を部会に参加させることができる。
- 4 部会は、次に掲げる事項を審議し、決定することができる。
 - (1) エリアデザイン会議から委任された事項
 - (2) その他エリアデザイン会議の運営について会長が必要と認めた事項
- 5 その他部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 エリアデザイン会議の事務局を一般社団法人あさかエリアデザインに置く。

- 2 エリアデザイン会議の運営に必要となる連絡・調整等は、一般社団法人あさかエリアデザイン及び朝霞市都市建設部まちづくり推進課が共同して行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、エリアデザイン会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

この規約は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。